



HONJO

人に優しく、街が明るく、地球が快適

有限会社 本城建設

徳島県吉野川市山川町湯立213-1

TEL 0883-42-2447 FAX 0883-42-3212

ホームページURL <http://www.5b.biglobe.ne.jp/~hon/>

携帯電話 090 - 7143 - 6960

徳島県宅地建物取引業協会会員

免許番号 徳島県知事 3 第2472号



こんにちは、本城です。

桜の咲く季節です。卒業・入学、又就職や進学で、新年度がスタートしますね。

我が家の末っ子も、今月から中学生になります。新たな「出会い」の中で、たくさんの方を吸収して、成長して欲しいと思っています。どの節目であっても健康が一番、それから次のことを考えていきましょう(^ ^)

ところで、先日起きた「東北地方太平洋沖地震」では、被害状況が明らかになるにつれ津波の恐ろしさを目の当たりにしました。たくさんの方の命が奪われ、被災された方の心中を思うと、心が痛みます。お見舞い申し上げます。

その後も厳しい状況が続いてますが、幾度となく困難を乗り越えてきた日本です。

一致団結のもと、早く復興できることを願っております。

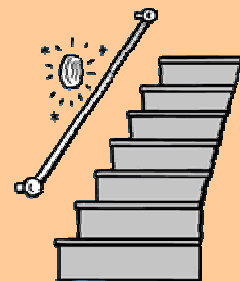


介護保険・住宅改修費の支給サービス

利用できる方・・・介護保険で、要介護(1,2,3,4,5)または要支援(1,2)と認定された方

対象となるもの・・・

- 手摺の取り付け
- 床段差の解消
- 滑りの防止等のための床材変更
- 和式便器から洋式便器への取替え など



支給額・・・・・・・・改修にかかった費用の9割を支給します。したがって、被保険者の負担は残りの1割ですが、限度額を超えた費用や、保険給付対象外の工事費用は全額負担になります。

支給方法・・・・・・・・改修費用は、いったん全額負担となります。その後申請して頂き、その費用の9割を支給してくれます。

支給限度基準額・・・20万円(給付対象工事額が、20万円に達するまで、複数回の工事が可能です。*最高支給額は18万円です。)

改修を行う前に必ず事前相談

- 1、担当ケアマネージャーに連絡。改修について相談する。
- 2、施工業者に見積もりをしてもらう。
- 3、改修内容が決まったら、改修場所の写真を撮る
- 4、次の書類を持って介護保険課介護保険係へ協議する。
 - ・住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャー等が作成)
 - ・日付の入った改修前の写真
 - ・見積書、図面
- 5、施工業者・ケアマネージャーと連携を取りながら改修を行う。

*生活しやすいように環境を変えること、それは生きる励みです。



徳島から東北へ「頑張っぺし、東北」

3月19日(土)

仲間が集まって、「救援物資」を送りました。

水、灯油、軽油、布団、カップラーメン、ランタンその他いろいろ満載して。徳島市住吉6丁目出発!! 途中、関西、東海、関東の仲間の物資も乗せて仙台、気仙沼、石巻へ～～

皆の想いを乗せて、願いを乗せて、行きました。涙が出ました。

翌日、届いたそうです。「カップラーメンだ、徳島ラーメンだ、水だ!!!」って言いながら、涙を流しながらバケツリレーをしたそうです。量にすれば、ささやかですけど、想い、願いは強いです。

～当ホームページ、ブログより～

